

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載） ○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正 〃 【訓令】 （以上県例規集登載） ○ 令和二年度自衛官第五次募集（航空学生） ○ 令和二年度自衛官第五次募集（一般曹候補生） ○ 令和二年度自衛官第五次募集（自衛官候補生） ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	長寿社会課 総務学事課 〃 危機管理課 〃 〃 〃 障害福祉課 水産課 県民生活交通課	〃 〃<	

◎岡山県規則第五十八号

岡山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成十二年岡山県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（一）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の附則第二項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第八号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第第二十号）の一部を次のように改正する

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

序
中
一
般

第四表第一分類A第二分類0の表第三分類6の項を次のように改める

[illegible]

第四表第一分類A第二分類0の表第三分類7の項中

を 漆 硝 に改める。

を

第四表第一分類A第二分類3の表第三分類0の項中

に改め、同6の項中

不特定多数	い
-------	---

を

--

に改め、同6の項中

--	--	--	--

を

に改める。

内部統制	”	3	基本方針	10
------	---	---	------	----

第四表第一分類F第二分類1の表に次の一項を加える。

[illegible]

第四表第一分類G第二分類3の表第三分類Lの項中

に改め、同表に次の一項を加

3	を	3	情報提供	5	情報提供
3	を	5	2、	3	を
3	を	5	情報提供	3	情報提供
3	を	5	情報提供	5	情報提供

える。

M	特定地域 づくり事業	〃	3																
---	---------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類6の表第三分類1の項中

社会参加 活動促進	3	
--------------	---	--

を

--	--

に改める。

第四表第一分類H第二分類Aの表第三分類3の項中

水		
---	--	--

を

水	性犯罪・性 暴力被害者 支援交付金	5
---	-------------------------	---

に改める。

第四表第一分類J第二分類1の表第三分類5の項中

貸付手続	10	
------	----	--

及び

基金管理	10	
------	----	--

を

--	--

に改める。

第四表第一分類J第二分類3の表第三分類1の項中

5		
---	--	--

を

5	補助金	5
---	-----	---

に改める。

第四表第一分類J第二分類4の表第三分類4の項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に

10		
----	--	--

を

10	森林環境 譲与税	10
----	-------------	----

に改める。

第四表第一分類K第二分類4の表第三分類6の項中

5		
---	--	--

を

5	外国人相 談センタ―	5
---	---------------	---

に改める。

第四表第一分類L第二分類3の表第三分類1の項中

業務継続 計画（震 災）	
--------------------	--

を

業務継続 計画	
------------	--

に改める。

F	経営発達 支援計画	〃	3																
---	--------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類4の表第三分類Bの項中

貸付金	5	を	貸付金	12
-----	---	---	-----	----

に改める。

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類8の項中「企業人材確保支援センター」を「おかやま就職応援センター」に改める。

第四表第一分類T第二分類1の表に次の一項を加える。

R	離田地域 振興	〃	3	例	永	〃	10	地域指定	10	補助金	5								
---	------------	---	---	---	---	---	----	------	----	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Z第二分類0の表第三分類7の項中

5		を	5	協	定	永
---	--	---	---	---	---	---

に改める。

第四表第一分類Z第二分類2の表第三分類9の項中

酒造公社	永	を			に改める。
------	---	---	--	--	-------

第四表第一分類AC第二分類1の表第三分類5の項中

5		を	5	行政手続 電子化	5	に改める。
---	--	---	---	-------------	---	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和元年度以降に完結した文書から適用し、平成三十年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第9号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

庁 中 一 般

第四表第一分類A第二分類3の表第三分類6の項中			に改める。		
10			を		
			10 評 価 5		

第四表第一分類B第二分類0の表第三分類9の項中					
を					

知事等の賠償責任の一部免責	”	3	制 度 永 運 用	5
に改める。				

第四表第一分類B第二分類2の表第三分類1の項中			に改める。		
永			を		
			永 非 常 勤 5		

第四表第一分類D第二分類1の表第三分類2の項中			に改める。同表中		
収入証拠書類 ※			を		
			収入証拠書類 5		

〔※(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）により2年、3年又は5年とする。ただし、時効期間が2年未満のものについては2年、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。〕

(2) (1)にかかわらず、収入関係書類の保存年限については、当該収入の原因になる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、当該文書の保存年限による。

〔※5年又は当該収入の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。〕

第四表第一分類D第二分類2の表第三分類2の項中	
支出証憑書類	※
を	
支出証憑書類	5
に改め、同表中	

「※(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）により2年、3年又は5年とする。ただし、時効期間が2年未満のものについては2年、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。

(2) (1)にかかわらず、支出関係書類の保存年限については、当該支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、当該文書の保存年限による。

「※5年又は当該支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。

第四表第一分類E第二分類1の表第三分類7の項中	
5	
を	
5	子育てのための施設等利用給付費
5	私立専門学校授業料等減免費負担金
5	専攻科の生徒への修学支援
5	
に改め	

る。

第四表第一分類F第二分類1の表第三分類6の項中	
自動車取得税・自動車税	を
自動車税	に改める。

第四表第一分類F第二分類2の表第三分類3の項中	
※	5
を	
に改め、同4の項中	
※	5
を	
報償金	5
に改め、同5	

の項中	
特別地方消費税	※
3	※
3	※
3	※
5	特徴納税連合会
5	
を	

に改め、同6の項中							
※	3	※	を				

--	--	--

[illegible]

ω

永	定	認	3
---	---	---	---

5	"	1
---	---	---

57

調査票の 写し	2
------------	---

個人企業 經濟調查	〃	3	〃	5	〃	永
--------------	---	---	---	---	---	---

57

5	犯罪被害者等支援金支給事業	5
---	---------------	---

57

5	野生鳥獣 伝染病対 応	5
---	-------------------	---

[illegible]

第四表第一分類P第二分類5の表第三分類6の項中

「 覚せい剤 」	を	「 覚醒剤 」
----------------	---	---------------

に改める。

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Lの項中

「 10 」	を	「 10 子どもの権利擁護事業 5 子どもの意見表明記録 永 」
--------------	---	--

に改める。

第四表第一分類R第二分類9の表第三分類0の項中

「 5 」	を	「 1 」	に改め、同3の項中	「 永 」	を	「 3 」	に改め、同4の項中	「 永 台帳 永 」	を
-------------	---	-------------	-----------	-------------	---	-------------	-----------	------------------------	---

に改め、同5の項及び6の項中

「 1 台帳 10 」	に改め、同7の項中	「 永 ” 永 」	を	「 1 ” 10 」
-------------------------	-----------	-----------------------	---	------------------------

永	登 録	永	事業規程	永	
---	-----	---	------	---	--

「 1 登 録 1 事業規程 1 台 帳 10 」	に改め、同8の項中
---	-----------

永	指定台帳	永	計量管理規程	永
---	------	---	--------	---

「 1 指定台帳 10 計量管理規程 1 」	に改め、同6の項中
--	-----------

める。

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類8の項中

「 非営利活動 の採用・内申 」	を	「 会計年度 生用職員等の 採用・内申 」
---------------------------	---	-----------------------------------

に改める。

「
」

第四表第一分類W第二分類6の表第三分類3の項中「乾拓ため池事業」を「ため池事業」に、

ため池台帳	3
-------	---

を、

に改め、同9の項中

「

を「

ため池法	〃	5	例	規	永	特定農業用ため池	5	ため池データベース	3
------	---	---	---	---	---	----------	---	-----------	---

に改め、同表に次の一項を加える。

A	ため池保全管理	〃	5	〃	永	防災重点ため池	3	ため池台帳	3	ため池廃止	永						
---	---------	---	---	---	---	---------	---	-------	---	-------	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類AB第二分類1の表第三分類Eの項中「

はみずぎょーの使用の合理化等に關する法律	〃	3
----------------------	---	---

を「

に、

砂	水
---	---

を「

に改

め、同Fの項中「

〃

を「

砂	水
---	---

に改める。

第四表第一分類AC第二分類1の表第三分類8の項中「

排水システム最適化

を「

排水システム

に、

最適化計画	10
-------	----

及び「

河川施設開港	5
--------	---

を「

に、

永		
---	--	--

を

「システム設計書」を「システム整備」に、

10	システム運用保持	5
----	----------	---

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和二年度以降に完結した文書から適用し、令和元年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

◎岡山県告示第四百二十三号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生との令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

- 1 令和三年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの
- 2 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和三年三月卒業見込みの者を含む。）
- 3 2に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者
- 4 高等専門学校第三学年次修了者（令和三年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和二年七月一日から同年九月十日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和二年九月二十二日
 - 2 第二次試験 令和二年十月十七日から同月二十二日までのうち指定する一日
 - 3 第三次試験
- (1) 海上自衛隊 令和二年十一月二十日から同年十二月十六日までのうち指定する

一日

- (2) 航空自衛隊 令和二年十一月十四日から同年十二月十七日までのうち指定する
期間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 採用試験期日及び試験場の詳細については、第一次試験の合格通知
で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）
防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

◎岡山県告示第四百二十四号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和二年七月一日から同年九月十日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和二年九月十八日から同月二十日までのうち指定する一日

2 第二次試験 令和二年十月九日から同月十四日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）その他二箇所

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

八 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

◎岡山県告示第四百二十五号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和二年度募集の要領は、次のとおりである。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 令和二年九月十六日の受験希望者は、令和二年七月十日から同年九月七日まで
- 2 令和二年九月二十一日、二十五日、二十六日又は二十八日の受験希望者は、同年七月十日から同年九月十日まで

四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 令和二年九月十六日
- 2 令和二年九月二十一日、二十五日、二十六日又は二十八日のうち指定する一日。
ただし、令和三年三月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、令和二年九月十六日以降とする。

七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

2 陸上自衛隊日本原駐屯地（勝田郡奈義町）

3 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）等

八 採用予定時期

1 令和二年十一月下旬

2 令和三年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一七三二一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一七八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第四百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和二年七月二十一日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
楠 葉 晃	肢体不自由	さびじ整形外科・内科・リハビリクリニック	総社市岡谷三三七〇一
小 野 智 毅	肢体不自由	医療法人清梁会高梁中央病院	高梁市南町五三
小 林 和 也	ぼうこう・直腸、小腸	井原市立井原市民病院	井原市井原町一一八六
岡 正 登 詩	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、肝臓	哲西町診療所	新見市哲西町矢田三六〇四
林 田 武 継	肢体不自由	医療法人豊医会原医院	美作市豊国原三六三二二
大 宮 照 明	肢体不自由	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七一一
近 藤 稔 人	肢体不自由	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七一一
前 田 英 紀	肢体不自由	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七一一
平 井 通 雄	肢体不自由	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七一一
佐 藤 敦 彦	肢体不自由	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七一一
二 指定を辞退した医師			
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
石 田 豊	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	特定医療法人社団同仁会金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇
道 上 智 子	心臓、呼吸器、腎臓	特定医療法人社団同仁会金光病院	浅口市金光町占見新田七四〇

◎岡山県告示第四百二十七号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

申請期間

令和二年九月一日から同月三十日まで

〔三三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P r o B o n o R e h a b i l i t a t i o n S e r v
i c e s

三 代表者の氏名

金谷 佳和

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町和気五八〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、リハビリテーションを通じて培ったナレッジやスキル、経験を活かし、子どもからシニアまでハンディキャップのあるなしにかかわらず、運動や身体活動を通じた健康づくりの普及と、知識・技能の向上を目的に、医療・介護・予防やスポーツトレーニング等に関する教室の運営及び専門職の派遣、講習会・講演会の開催、地域の子どもや住民に対し発達に係る相談・研修といった地域療育に係る事業、まちづくりを推進する事業を行い、すべての人が公平で多様性のある最高に楽しめる人生を創生することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

〔三四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備たくみ会

三 代表者の氏名

内田 和雄

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区平野九〇番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者と障害者に対する生活支援と、自立支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進と充実を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地、目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類及び会議に関する事項

〔三四一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

本庁舎耐震化に伴うネットワーク整備業務委託業務 一式

(2) 調達業務の特質等

本庁舎耐震化に伴うネットワーク整備業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書提出の日までに、令和2年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第36号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者であること。

(2) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁8階）

電話 086－226－7265（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和2年8月7日（金） 正午

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班（岡山県庁8階）

電話 086－226－7266（直通）

電子メールアドレス sec@pref.okayama.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年7月31日（金）から8月21日（金）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所で交付する。

また，岡山県民生活部情報政策課のホームページ

(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は，一般競争入札参加資格確認申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和2年7月31日（金）から8月21日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1) の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお，持参する場合は，事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上，提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年9月9日（水） 午後1時

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和2年9月8日(火)の午後4時までには到着するように郵送等により提出すること。

- 6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

- (2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

- (1) 入札者に要求される事項
4(4)の一般競争入札参加資格確認申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the services to be required :

Network maintenance Seismic retrofit of the main office building

(2) Service period :

From date of signing contract through 31 March, 2024

(3) Delivery date, Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:00 P.M. 9th September, 2020

(5) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens Services department, Okayama

Prefectural Government

2－4－6 Uchisange, Kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,

Japan

TEL :086－226－7266

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

〔三四二〕令和二年五月一日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の試験の期日、開始時間及び場所並びに受験手続の変更）及び令和二年六月二日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の試験の期日、開始時間及び場所並びに受験手続の変更）により変更された令和二年四月三日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の実施）のうち、一 試験の期日、開始時間及び場所及び四 受験手続を次のとおり変更する。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
令和二年八月五日（水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年九月八日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十一月二十日（金曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年十二月一日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十二月二十日（日曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンタ ー
令和二年十二月二十一日（月曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンタ

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要な事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) 令和二年八月五日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年七月二十二日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) 令和二年九月八日の倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年八月二十五日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(3) 令和二年十一月二十日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年十一月六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(4) 令和二年十二月一日の倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、同年六月二日から同年十一月十七日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(5) 令和二年十二月二十日のグリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年十二月四日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(6) 令和二年十二月二十一日のグリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、同年七月三十一日から同年十二月四日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇セ

ンチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月
日を記入したもの）一枚

- (3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受
験票を持参すること。

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

〔三四三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更新月日

令和二年七月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町役場上下水道課において縦覧に供する。

令和2年7月31日 岡山県公報 第12215号

〔三四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字下野二六八六一四、二六八六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟九六〇―二ホームマツトキヤピタルB―一〇五

古米 竜士

三 許可番号

岡山県指令建指第五三号

◎岡山県議会告示第四号

岡山県議会文書保存分類表（平成十四年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

岡山県議会議長 波 多 洋 治

本則の表A総括の款1総括の部1総括の項中

1	総括	3
2	例規	永
3	職場活性化	1

を

1	総括	3
2	例規	永
3	職場活性化	1
4	内部統制総括	3
5	内部統制評価	5

に改め、同表C議会事務の款1人事の部2任免の項中「昇降勤職

員」を「会計年度任用職員」に改め、同款5経理の部2収入及び3支出の項中「※」を「5」に改め、同表中

「※(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）により、2年、3年又は5年とする。ただし、時効期間が2年未満のものについては2年、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。

※(2) (1)にかかわらず、収入関係書類又は支出関係書類の保存年限については、当該収入又は支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、当該文書の保存年限による。

を

「※5年又は当該収入の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。

※5年又は当該支出の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。

」

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度以降に完結した文書から適用し、令和元年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明石みえこ後援会	明石三枝子	明石三枝子	美作市後山二二二	令和二・六・二四
安東章治後援会	安東章治	安東美孝	〃 粟井中五九	〃 六・二九
岡崎正裕後援会	岡崎正裕	岡崎正裕	〃 平田六五一	〃 六・三〇
岡山県神谷まさゆき後援会	堀部徹	千神哲也	岡山市北区表町一―三―五〇	〃 六・一七
小柴健男後援会	難波英夫	難波康親	高梁市有漢町有漢五八九―二	〃 六・一一
新倉淳後援会	田村昭一	岡崎博昭	〃 備中町布賀一四九七	〃 六・二九
中谷祐輔後援会	中谷昭	下山武則	美作市平田二二三―二	〃 六・二二
西山まさし後援会	西山正志	西山真矢	〃 北山二三一―二	〃 六・二三
「美作に新しい風を！」新免まさのりと歩む会	新免仁憲	新免仁憲	〃 江見四四九	〃 〃
行本大輔後援会	行本恭庸	行本緑	赤磐市可真上三八七	〃 六・一一
和田いさお後援会	和田功	江見正文	美作市土居二六四四―一	〃 六・一六

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県宅建支部	山上健一	会計責任者の氏名	山上健一	大森明彦	令和二・五・二六

自由民主党岡山県郵政政治連盟支部	竹崎広文	主たる事務所の所在地	新見市正田二四五―六二	津山市一宮四三一―二	〃 四・一
------------------	------	------------	-------------	------------	-------

〃	〃	代表者の氏名	竹崎広文	難波泰之	〃 〃
---	---	--------	------	------	-----

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安保法制の廃止と立憲主義の回復を求めるおかやまいつぼんの会	榑原精	主たる事務所の所在地	岡山市北区奥田南町六一―一大坂方	岡山市中区東山二―一四―一〇	令和二・六・一

岩本そう八後援会	岩本壮八	会計責任者の氏名	近藤清恵	杉原廣司	〃 六・四
----------	------	----------	------	------	-------

岡山県宅建政治連盟	山上健一	〃	山上健一	大森明彦	〃 五・二六
-----------	------	---	------	------	--------

片山篤後援会	重近継明	主たる事務所の所在地	久米郡久米南町下弓削四九二	久米郡久米南町神目中四七七	〃 六・一四
--------	------	------------	---------------	---------------	--------

こばやし孝一郎後援会	小林孝一郎	〃	岡山市南区南輝二―一三一―一六	岡山市南区福浜町九―六―A二〇―一	〃 六・二〇
------------	-------	---	-----------------	-------------------	--------

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
西山正志	美作市議会議員	西山まさし後援会	美作市北山二三一―二	令和二・六・二一
和田功	美作市議会議員	和田いさお後援会	〃 土居二六四四―一	〃 六・一

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年七月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林孝一郎	こばやし孝一郎後援会	主たる事務所の所在地	岡山市南区南輝二一三一一六	岡山市南区福浜町九一六一〇一	令和二・六・二〇